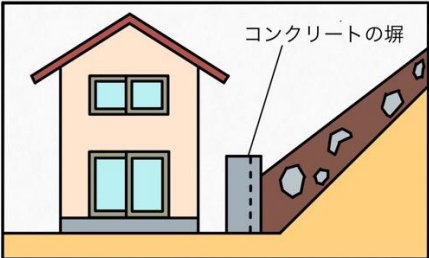
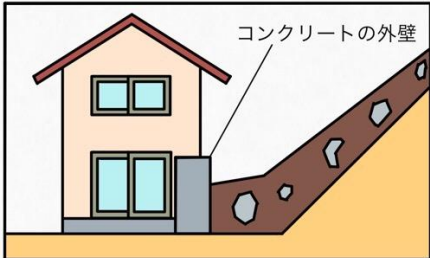


土砂災害特別警戒区域で 住宅等の土砂災害対策改修

をされる方は **事前に申請**すると

最大 **77万2千円** もられます



目的	土砂災害による危険から住民の生命の安全を確保するために、土砂災害特別警戒区域内の住宅等の土砂災害対策改修を行う者に対して、補助するものです。	
対象建物	・住宅 及び 居室を有する建築物（以下「住宅等」といいます。） ・市内の土砂災害特別警戒区域内の民間住宅等	
対象者	次のいずれか ① 住宅等の所有者 ② 所有者と同等の権利を有する者 ③ 現に住宅等に居住する者で、所有者の同意を得られた者	
土砂災害対策改修	既存の住宅等に建築基準法施行令第80条の3の規定に適合するように、 外壁の改修 や 塀の設置 等を行うこと	
対象工事	次の全てを満たすこと ① 対象者が行う（費用を出す）こと ② 対象建物に対して行う土砂災害対策改修で、建築士が構造設計を行い、建築基準法施行令第80条の3の規定に適合することを証すること ③ 敷地内で過去に土砂災害対策改修補助及びがけ地住宅移転補助を受けていないこと 注）1つの敷地で受けられる土砂対策補助は、1回限りです。 [土砂災害対策改修の例] 	
補助額	土砂災害対策工事費の 23% の額で、最大 77万2千円 *（千円未満切捨て） ※ 補助額が最大になるのは対策工事費が 336万円 以上の工事です。	

注意!

交付**決定前**に
工事着手し
てはいけません
書面の**契約**
が必要です